

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2026 年 8 月(2026. 7. 22～2026. 8. 24)

法令情報

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律

＜法律第 75 号＞(2026. 7. 31 公布、2 年以内他施行)

2050 年カーボンニュートラルに向け、建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体の脱炭素の取組を建築主等に評価してもらうための制度（ライフサイクルカーボン評価制度）や建築物の環境性能の第三者認証・表示制度の創設、住宅供給事業者を上位住宅トップランナーに指定し、省エネへの対応を求めます。詳細は今後公布される政令、関係省令で制定されます。また、法律名が「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改められました。

当該建築物の建築主等並びに住宅供給事業者は対応が必要です。

＜参考＞国交省ホームページ https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001129.html

2. 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令＜政令第 230 号＞(2026. 7. 23 公布、2027. 4. 1 施行)

2025 年 12 月に決定した「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」を受けて、環境影響評価法の対象となる太陽光発電事業の規模の見直しが行われました。第一種事業の規模に係る要件は、出力 4 万 kW 以上 → 2 万 kW 以上に、第二種事業の同要件は、出力 3 万 kW～4 万 kW → 1.5 万 kW～2 万 kW に引き下げられました。

当該規模の太陽光発電事業を実施する事業者が対象です。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_05279.html

3-1. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示

＜環境省告示第 40 号＞(2026. 8. 20 公布、同日適用開始)

2. 低無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示

＜環境省告示第 39 号＞(同上)

高濃度 PCB 廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による処理が行われてきましたが、2026 年 3 月末で事業が終了しました。今後は廃屋の解体工事等により予期せず高濃度 PCB 廃棄物が発見され、少量ずつ散発的に処理する段階に移行するため、廃棄物処理法に基づく無害化処理事業者の認定対象に高濃度 PCB 廃棄物の追加や無害化設備に付加する前処理技術の基準追加等がおこなわれました。

当該物質の無害化処理をおこなう事業者が利用できます。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_05414.html

4-1. 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

＜厚生労働省令第 116 号＞(2026. 7. 29 公布、2026. 10. 1 他施行)

-2. 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

＜厚生労働省告示第 325 号＞(2026. 8. 21 公布、2026. 10. 1 他施行)

2025. 5. 14 に公布された題記改正法の一部施行に伴う関係省令及び告示の改正です。主な改正内容は、現状、個人ばく露測定についてその方法及び測定実施者の要件が定められておらず、測定精度の担保に課題があったため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、その測定精度の担保を図るとともに、指定作業場にて行う作業環境測定の実施者の要件等が規定されました。

当該作業環境測定が必要となる事業場を所有する事業者が対象です。

＜参考＞厚労省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/an-eihou/index_00001.html

法令検索

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 環境マネジメントシステム規格の日本産業規格（JIS）が改正しました（2026. 8. 20経産省）

2026年4月に環境マネジメントシステムの国際規格ISO 14001が改訂されたことを受けて、国際一致規格として「JIS Q 14001（環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引）」が改正されました。

＜参考＞経産省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-ki-jun/jiskouji/20260820001.html>

2. 2025年度末の污水处理人口普及状況について（2026. 8. 24環境省）

環境省は、国交省及び農水省と合同で、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の污水处理施設の処理人口を調査し、「污水处理人口普及率」として公表しています。2025 度末における全国の污水处理施設の処理人口は、1 億 1,602 万人となりました。これを総人口に対する割合でみた污水处理人口普及率は、94.0%（前年度 93.7%）となりましたが、未だに約 740 万人が污水处理施設を利用できない状況です。また、大都市と中小市町村で大きな差があり、特に人口 5 万人未満の市町村の污水处理人口普及率は 85.1%（同 84.5%）と、全国平均からいまだ大きく後れている状況です

＜参考＞環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/press/press_05421.html

3. 「健康経営銘柄2027」・「健康経営優良法人2027」の申請受付を開始しました（2026. 8. 17経産省）

経産省は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進につながる取組を戦略的に実践する「健康経営」を推進しています。「健康経営優良法人」認定制度は、この健康経営を実践している企業等が社会的に評価される環境を整備することを目的として設立されました。今般、2026 年度の申請受付が開始され、2026. 10. 16 まで受け付けています。

＜参考＞経産省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2026/08/20260817001.html>

意見募集情報

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に

関する意見募集について（2026. 8. 7国交省）

法令情報1の施行のための所要の改正に関する意見募集です。改正法では、高い省エネ性能を有する住宅の供給を促進する観点から、住宅の供給量が特に多い事業者を指定し、事業者に対し、中長期的な計画の作成及び当該計画の取組状況の報告を義務付けます。題記施行令案では、上位住宅トップランナーの指定に係る基準を定めます。国交省は、2026. 9. 6まで意見募集を行っています。

＜参考＞電子政府

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155260719&Mode=0>

公募情報

1. 2026年度「Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業」の

公募開始について（2026. 7. 30環境省）

本事業は、代表企業と中小企業等が連携して省 CO2 設備の導入を支援することにより、中小企業等の排出削減を代表企業の Scope3 排出量削減につなげ、バリューチェーン全体の CO2 排出削減、産業競争力の強化及び GX 市場の創造を図るものです。補助対象は、現在の設備に対して省 CO2 効果が見込める

設備の導入です。環境省は、2026. 11. 13 まで募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_05270.html

2. 2026年度「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

(事前調査・導入計画策定事業)」の公募について（一次公募） (2026. 8. 20環境省)

本事業は、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援するものです。環境省は、2026. 10. 15 まで募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_05383.html

以 上